補助事業期間と事業実施スケジュール



補助事業期間

事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。
※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

事業完了日

導入された設備を検収及び事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を
事業完了日とします。
補助事業は、原則2028年1月31日(月)までに完了させてください。

- 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。
- 原則、既存設備は事業完了日までに撤去すること。ただし、一定期間、既存設備を並行稼働させる必要がある等のやむを得ない事情がある場合、事前にSIIに相談のうえで、交付申請時に理由書を提出すること。

事業実施スケジュール（5次公募）

申請
- 公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出

申請審査・交付決定
- 2027年2月下旬予定

事業開始～完了
- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで

実績報告
- 事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

確定検査

補助金の支払い
- 各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール（5次公募）

申請

- **公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出**

申請審査・交付決定

- 2027年2月下旬予定

事業開始～完了

- 事業開始日は交付決定日
- 事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで

実績報告

確定検査

- 事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出

補助金の支払い

- 各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール（5次公募）

申請	• 公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出
申請審査・交付決定	• **2027年2月下旬予定**
事業開始～完了	• 事業開始日は交付決定日 • 事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで
実績報告	• 事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出
確定検査	
補助金の支払い	• 各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール（5次公募）

申請	• 公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出
申請審査・交付決定	• 2027年2月下旬予定
事業開始～完了	• **事業開始日は交付決定日** • **事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで**
実績報告	• 事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出
確定検査	
補助金の支払い	• 各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール（5次公募）

申請	• 公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出
申請審査・交付決定	• 2027年2月下旬予定
事業開始～完了	• 事業開始日は交付決定日 • 事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで
実績報告	• **事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出**
確定検査	
補助金の支払い	• 各年度で補助金をお支払いいたします

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

事業実施スケジュール（5次公募）

申請	• 公募期間（2026年11月6日開始）申請書作成・提出
申請審査・交付決定	• 2027年2月下旬予定
事業開始～完了	• 事業開始日は交付決定日 • 事業完了日は2年度目（最終年度）の2028年1月31日まで
実績報告	• 事業完了から30日以内、又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い方までに実績報告書作成・提出
確定検査	
↓	
補助金の支払い	• **各年度で補助金をお支払いいたします**

➤ 公募期間は公募要領をご確認ください

各区分の概要



Ⅲ （Ⅲ）設備単位型[従来枠]/（Ⅲ）GX設備単位型[メーカー強化枠]①

- （Ⅲ）設備単位型[従来枠]の補助対象設備は、SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有し、SIIホームページで公表する以下設備区分に該当するものが対象です。
- （Ⅲ）GX設備単位型[メーカー強化枠]の補助対象設備は、[従来枠]の補助対象設備のうち、GX要件を満たしたメーカーが製造する設備に限ります。GX要件を満たしたメーカーはSIIホームページで公表します。

指定設備の設備区分

- 高効率空調（業務・産業用エアコン等）
- 産業ヒートポンプ
- 業務用給湯器
- 高性能ボイラ
- 高効率コージェネレーション
- 低炭素工業炉
- 変圧器
- 冷凍冷蔵設備
- 産業用モータ
- 制御機能付きLED照明器具
- 工作機械
- プラスチック加工機械
- プレス機械
- 印刷機械
- ダイカストマシン

上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

Ⅲ （Ⅲ）設備単位型［従来枠］/（Ⅲ）GX設備単位型［メーカー強化枠］②

➢ その他の設備要件は以下の通りです。

- 国内で既に事業活動を営んでおり、エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既存設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図ること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

Ⅲ （Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠（更新/新設事業）］

（Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠］は、従来の省エネルギー水準を大幅に上回る省エネ性能を有し、SIIホームページで公表する以下設備区分に該当するものが対象です。
SIIが設置した第三者委員会においてトップ性能設備の対象基準を策定し、その基準に基づき登録されたトップ性能設備が対象となります。

トップ性能設備の設備区分

- 高効率空調
- 産業ヒートポンプ
- 高性能ボイラ
- 高効率コージェネレーション
- 低炭素工業炉
- 産業用モータ（モーター単体/圧縮機）

Ⅲ （Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠（更新事業）］

➢ その他の設備要件は以下の通りです。

- 国内で既に事業活動を営んでおり、エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められたトップ性能設備に更新すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既存設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備をトップ性能設備へ更新して省エネルギー化を図ること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

Ⅲ （Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠（新設事業）］

（Ⅲ）GX設備単位型［トップ性能枠］の「新設」は、新たに事業活動を開始する新設の事業所又は、既存の事業所に対して、トップ性能設備を新設する事業です。

➢ その他の設備要件は以下の通りです。

- 国内でエネルギー管理を一体的に行う工場・事業場等において、トップ性能設備を新設する事業が対象となる。
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

Ⅱ （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型［更新・改造事業］①

事業区分（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型の対象となる事業は、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素を目的に燃料転換を伴う指定設備等へ更新を行うことが対象です。なお、温水・熱等を供給するもののうち低温域（一般的なヒートポンプで対応可能な温度領域）については、電化のみを対象とします。（高効率コージェネレーションにおいてはその限りではありません。）

指定設備の設備区分

- 産業ヒートポンプ
- 業務用ヒートポンプ給湯器
- 高性能ボイラ
- 高効率コージェネレーション
- 低炭素工業炉

上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

Ⅱ （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型［更新・改造事業］②

➢ Ⅱ型の対象となる事業は以下の通りです。

① **電化に該当する事業**
石炭・石油・ガス等の化石燃料を使用する設備から、電気を使用する設備へエネルギー転換する事業

② **脱炭素を目的とした燃料転換に該当する事業**
石炭・石油等の化石燃料を使用する設備から、より低炭素なガス等の燃料を使用する設備へ更新する事業

③ **水素燃料の利用を目的として、既存設備を改造する事業**
石炭・石油・ガス等の燃料を使用する既存設備を、水素を燃料として専焼又は混焼が可能な仕様へ改造する事業。

上記②③において、水素を燃料として使用することを前提とした事業計画においては、
設備の仕様として専焼又は10%以上（体積比）の混焼が可能な設備を対象とする。

Ⅱ （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型［更新・改造事業］③

➢ 補助対象設備（指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等）は、以下を全て満たすものとなります。

- 国内で既に事業活動を営んでおり、エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新・改造すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既存設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備を補助対象設備へ更新・改造して脱炭素につながる電化や燃料転換を図ること
  ※　ただし、導入予定設備の性能（エネルギー消費効率等）が既存設備と比べて低く、省エネルギー化が図れない設備更新の場合は、補助対象設備とは認められない
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

Ⅱ （Ⅱ）電化・脱炭素燃転型［新設事業］

事業区分（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型の「新設事業」は、新たに事業活動を開始する新設の事務所又は、既存の事務所において、水素燃料を活用する設備を新設する事業が対象です。

➢ その他の設備要件は以下の通りです。

- 国内でエネルギー管理を一体的に行う工場・事業場等において、水素対応設備を新設する事業が対象となる。
  ※ 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既存設備を更新する場合は、更新事業として対象とする。
- 将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること

Ⅳ エネルギー需要最適化型

本事業で対象となるEMS機器は、機能により、以下の5種類に分類されます。
SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、
補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。

No.		名称	機能
①	①-1	見える化型EMS	（伴走型） エネルギー使用量の計測・見える化機能を有したEMS。エネマネ事業者により、収集したデータを用いた分析・提案を行う。 ※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
	①-2		（高機能型） エネルギー使用量を計測し、自ら分析した結果をダッシュボード上で見える化するなど、気付きやアドバイスを行う機能を有した、事業者が自ら省エネ活動が展開できるEMS。
②		制御型EMS	エネマネ事業者のエネルギー管理支援に必要な計測・見える化・制御機能およびセンターシステムを有したEMS。 ※エネマネ事業者によるエネルギー管理支援を受けること
③	③-1	高度型EMS	（オートチューニング型） AIで実際の稼働状況を学習し自動でチューニングする機能を有するEMS。
	③-2		（モデル予測制御型） モデル予測制御により最適化された運転を実現するEMS。

➤ 詳しくは公募要領をご確認ください。

Ⅳ エネルギー需要最適化型を含む場合の申請要件①

➢ EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画を作成してください。
計画の主な記載内容は以下の通りです。

- 省エネ推進体制の構築
（対象範囲を管理する主要部署は参加を必須とし、立ちあげ予定時期を定めること）
- 対象範囲で考える具体的な省エネ取り組み（3項目以上）

※ 策定する計画期間は、2年間とします
※ 省エネルギー率2%改善を目安としてください

Ⅳ エネルギー需要最適化型を含む場合の申請要件②

- EMS機器を活用した省エネのEMS活用計画による改善の成果を報告し、公表します。

【報告内容】
1年目、2年目のそれぞれで、SIIが定めたフォーマットに則り以下内容を記載の上、SIIに報告してください。

【1年目報告】
EMS機器導入後、省エネ取り組み実施までにエネルギー使用量を計測し、計測したデータをもとに、省エネ効果の見込みの値等を算出し、報告すること

【2年目報告】
1年目報告で計測した取り組み実施前のエネルギー使用量と取り組み実施後のエネルギー使用量を比較し、省エネルギー量を報告すること

申請方法について



申請パターン①

- 申請パターンは以下の5つとなります。
  また、5つのパターンに(Ⅳ)エネルギー需要最適化型と組み合わせて申請が可能です。
  ※　(Ⅳ)と組み合わせる場合も1つの補助事業として計画し、1通の交付申請書を作成すること。

	類型	事業区分	区分
①	(Ⅲ)設備単位型(従来枠)／(Ⅲ)GX設備単位型	従来枠／メーカー強化枠	更新
②	(Ⅲ)GX設備単位型	トップ性能枠	更新
③	(Ⅲ)GX設備単位型	トップ性能枠	新設
④	(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	―	更新／改造
⑤	(Ⅱ)電化・脱炭素燃転型	―	新設

＋

(Ⅳ)エネルギー需要最適化型

申請パターン②

[従来枠][メーカー強化枠]の申請方法

指定設備を導入する場合、[従来枠]と[メーカー強化枠]の申請について、同一事業を重複して交付決定を行うことはできません。
ただし、同一の事業所内であっても、設備の区分ごとに「GX表明メーカーの設備」と「GX表明メーカー以外の設備」とその省エネ効果を明確に切り分けできる場合は、それぞれ別の事業として2つに分けて申請することが可能です。

パターン		申請事業
①	「GX表明メーカーの設備」 のみ導入する事業	以下、2事業どちらも申請が可能 (Ⅲ)設備単位型[従来枠] (Ⅲ)GX設備単位型[メーカー強化枠]
②	「GX表明メーカー以外の設備」のみ導入する事業	(Ⅲ)設備単位型[従来枠]のみ申請が可能
③	「GX表明メーカーの設備」と「GX表明メーカー以外の設備」が混在する事業	(Ⅲ)設備単位型[従来枠]のみ申請が可能

交付申請以降の流れ



交付申請の手順

公募要領の確認
- 公募要領や各種手引き、補足資料等の内容を確認

計画立案・書類作成
- 実施事業の計画を立案、申請書類の作成

アカウントの登録
- SIIホームページからアカウント登録

ポータルにログイン
- メールで通知されたURLより、補助事業ポータルにログインする

ポータルに入力
- 申請に必要な情報を補助事業ポータルに入力

書類の出力
- 入力した情報を確認の上、書類作成機能から申請書類を出力

※ 自由書式の書類は別途作成してください。

※ 添付書類を取り揃えてください。

※ 提出書類に不備・不足がある場合は、審査の対象外となり得るため、ご留意ください。

書類の郵送
- 必要書類を確認し、ファイリングして郵送

申請にあたっての留意点

書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

見積書について

見積書は導入する補助対象設備ごとに取得し、補助対象経費の内訳を設計費、設備費、工事費に分けて作成してください。

写し(コピー)を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に全てのページの写しをとり、事業者にて必ず保管してください。

公募要領、手引き等をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出してください。

審査について①

➢ 審査項目、評価項目は以下の通りです。

審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- 補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- 補助事業に要する経費（設計費、設備費、工事費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること

審査について②

評価項目

- 省エネルギー効果

	（Ⅲ）設備単位型 （Ⅲ）GX設備単位型	（Ⅱ）電化・脱炭素・燃転型	
		更新・改造事業	新設事業
①	計画省エネルギー量	計画省エネルギー量＋非化石使用量	水素使用量
②	計画省エネルギー率	計画省エネルギー率＋非化石転換率	水素混焼率
③	経費当たり省エネルギー量	経費当たり省エネルギー量・ 非化石使用量	経費当たり水素使用量

- EMSを活用した省エネ取り組み（EMS活用計画 等）

審査について③

評価項目（続き）

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された事業、または、同法に基づき経営革新計画の認定を受けた企業が実施する省エネルギー事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
  ※ 企業体が大企業の場合は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 資源エネルギー庁の「省エネ・地域パートナーシップ」におけるパートナー金融機関による支援を受けた事業者が行う省エネルギー事業
- 2023年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
- 公益財団法人全国中小企業振興機関協会の『パートナーシップ構築宣言』登録企業の省エネルギー事業
- サプライチェーンの下流に位置する企業がサプライチェーン全体でのCO_2排出削減について対外的なコミットをしており、かつ、申請事業者が当該サプライチェーンに入っていることが確認できる事業
  ※（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型のみ対象

➤ 詳細は公募要領をご確認ください

交付決定ついて

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、
  外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。
  また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、
  交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。

補助事業の実施

補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- 契約・発注を行う補助対象設備は、交付決定を受けた補助対象設備と原則同一の設備とすること。
- 当該補助対象設備の契約・発注は、交付申請時に競争見積を取得した販売事業者と行うこと。

中間報告

- 別途定める期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること

実績報告及び補助金の確定

補助事業の完了

- 補助対象事業者が導入した補助対象設備等を検収及び
  補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって完了とします。

- 原則、2028年1月31日(月)までに補助事業を完了させてください。
  ※ 初年度3月末までに、必要な補助対象経費を報告すること。
  　2年度目(最終年度)は、2028年1月31日(月)までに補助事業を完了させること。

実績報告及び補助金の確定

- 事業完了日から30日以内又は最終年度に属する2月5日のいずれか早い日までに、補助事業の実施体制に関する資料含め全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。
  ➤ SIIにて実績報告を受理した後、書類検査を行い、補助金額を確定します。
  (一部の事業については現地調査を行います)

その他の注意事項

交付申請後の変更等

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わる場合は速やかにSIIに変更届を提出してください。

取得財産等の管理

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。
万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、
あらかじめSIIの承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

事業区分別にお問い合わせ先が異なります。

電話番号	（Ⅲ）設備単位型/（Ⅲ）GX設備単位型	**0570-01-5116**
	※IP電話からのお問合せ	**042-303-0855**
	（Ⅱ）電化・脱炭素燃転型	**03-5565-3840**
	（Ⅳ）エネルギー需要最適化型	**03-5565-4773**
受付時間	10時～12時、13時～17時まで（土日祝日を除く）	
ホームページ	**https://sii.or.jp/**	

